

令和7年7月22日

戸籍に記載される 振り仮名の通知書を発送します



料金後納郵便

市区町村管理番号

100-8977
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務 太郎 様

|||||

【必ず開封してください】
戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。

(法務省HP) (〇〇市HP)

二次元バーコード

矢印からゆっくりはがしてご覧ください



戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

令和7年6月20日

振り仮名法制化

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(マイナンバー法)等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)成立
(令和5年6月9日公布、令和7年5月26日施行)

- これまで戸籍には、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、戸籍上公証されていなかったが、戸籍の記載事項に氏名に加えて新たにその振り仮名が追加
- 併せて住民基本台帳法の一部改正に伴い住民票にも振り仮名が記載事項となる



官民間問わず様々なサービスにおいて
氏名の振り仮名を本人確認事項として利用することが可能に

振り仮名通知書の発送

令和7年
7月22日

令和7年5月26日を基準日とし、同日0時時点において、**津市に本籍地がある方へ**「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を発送



通知書に記載の
振り仮名(氏・名)を確認



誤っている場合は
届出が必要

正しい場合は届出不要
令和8年5月26日以降順次、通知書に記載された振り仮名が戸籍・住民票に記載

戸籍に記載される振り仮名の通知書

文 書 番 号
令和7年 月 日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長 印

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。
届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)

音声コード

届出受付期限 ▶▶▶ 令和8年5月25日まで

届出方法と審査

■ 届出方法



マイナポータル

受付窓口

本庁舎市民課・久居総合支所市民課
各総合支所市民福祉課・各出張所
(アストプラザオフィスを除く)

※住所地等、津市以外の
市区町村窓口でも可能

受付窓口



郵送

※ ホームページで届書をダウンロード。郵送料等は自己負担



■ 審査

一般の読み方であるかの審査

①、②を除き広く認める

- ① 社会を混乱させるもの
 - ・「太郎」を「マイケル」
 - ・「高」を「ヒクシ」 など
- ② 社会通念上相当とはいえないもの
(差別的・卑わい、反社会的)

一般の読み方と判断できない場合は
旅券・預金通帳など現に使用している
読み方が通用していることを証する
書面の提出が合わせて必要

本庁舎市民課の届出受付場所

本庁舎市民課では、振り仮名の届出が迅速・円滑に行えるよう
来庁者の用途に応じ、専用の**2つの窓口と案内デスク**を設置

1

振り仮名届出特設会場
本庁舎地下1階

振り仮名の届出窓口

2

振り仮名記載の証明書申請窓口
本庁舎1階市民課内

振り仮名が記載された
証明書の申請窓口

3

振り仮名案内デスク
本庁舎1階市民課前ロビー

ロビーで届出に来られた方
を案内

設置期間 ▶▶▶ 7月22日(火)～9月30日(火)<予定>

振り仮名届出特設会場

1 振り仮名届出特設会場の特徴

- 届出の受付に特化した窓口
- スムーズな届出が可能

振り仮名届出特設会場でできること

- ◆ 記載済届書の提出
- ◆ 振り仮名の届書の記載方法等の問い合わせ など



振り仮名記載の証明書申請窓口

2 振り仮名記載の証明書申請窓口の特徴

- 本庁舎市民課内に専用窓口を2窓設置

振り仮名記載の証明書申請窓口でできること

◆ 証明書の交付申請

〔 振り仮名の届出と同時に、証明書の
交付申請ができます 〕

住民票等

即日交付可能

戸籍証明書

届出日の3営業日後から
交付可能

本庁舎1階



届出に関するQ&A

1

通知書に記載の振り仮名が正しい場合でも届出できるのか

振り仮名が正しい場合でも届出可能です。この場合、令和8年5月25日までに届出をすることで、直ちに、証明書に振り仮名が記載されます。

2

届出をすることができるのは誰か

氏名のうち、氏(うじ)の振り仮名は原則として戸籍の筆頭者が届出をすることになります。(筆頭者が除籍の場合は、第2順位が配偶者、第3順位が子になります。)名(な)の振り仮名は各人が届け出ますが、未成年者(18歳未満の子ども)については、親権者が届出可能です。

3

届出に当たり注意することは

他の行政手続等(旅券、年金受給口座等)において既に使用している氏名の振り仮名と、戸籍上の氏名の振り仮名に食い違いがあると、不都合が生じる可能性があります。既に使用している氏名の振り仮名の確認をしておいてください。

4

令和8年5月25日までに届出をしなかった場合はどうなるのか

令和8年5月26日以降に、市区町村長が通知した氏名の振り仮名を戸籍に記載します。なお、この方法で振り仮名が記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに氏名の振り仮名の変更の届出をすることができます。

5

一度届出した後も、期間内であれば改めて変更できるのか

届出を一度でも行った場合、その後の振り仮名の変更は、期間内であっても家庭裁判所の許可を得る必要があります。

問い合わせ

振り仮名の通知が届いたら
必ず確認してね！



市民部市民課 住民窓口担当

本庁舎1階

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3144

振り仮名専用
コールセンター

059-229-3127

開設期間 7月22日(火)～10月31日(金)
(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付時間 8時30分～17時15分



“詐欺”にご注意ください

振り仮名の届出に手数料はかかりません。ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や法務省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください